

# 1 県民経済計算の解説

## (1) 県民経済計算の概要

### ア 県民経済計算とは

県民経済計算とは、国民経済計算(注1) の基本的な考え方や仕組みに基づき、大分県という行政区域における経済活動によって1年間(会計年度)に新たに生み出された付加価値を生産(注2)、分配、支出という三面からとらえることにより、大分県経済の規模や産業構造を総合的、体系的に明らかにしようとするものである。

(注1) 国民経済計算は、国連提案の現行国際標準方式93SNA(A System of National Accounts 1993)が提示する計算体系であり、それは経済のフローとストックの記録を体系化し、かつ統合するための包括的で詳細な枠組みを提供するものである。

(注2) 生産とは、有形の財の生産のみではなく、市場で売買されるサービスの生産も含まれる。一方、土地や株等の資産の値上がりによる利益や宝くじに当選した利益等は、純粋な生産活動によって生み出された価値ではないとして、推計対象としていない。

### イ 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、県経済の実態を包括的に明らかにすることにより、総合的な県経済指標として行財政・経済政策に資することを主な目的とする。併せて、国経済における県経済の位置を明らかにするとともに、各都道府県経済相互間の比較を可能とすることによって、県経済の地域的分析及び地域の諸施策に利用しようとするものである。

### ウ 県民経済計算体系の概要

県民経済計算体系は、社会会計方式(注3)により、1年間の経済活動を、生産、分配、支出に分けて事後的、整合的に記録する統計システムである。(三面等価の原則)

このシステムでは、経済活動を「取引」として捉え、取引を受払いの両面から、貸借の原理・複式記録の手法に基づいて系統的に処理しながら、マクロ的な視点から経済活動並びに経済主体別の勘定に整理して記録する。

この場合、経済理論上の根拠や経済分析上の目的に裏付けられた概念規定により、取引の分類、取引主体の部門分割や取引場所の区分などが明確にされる。

(注3) 社会会計方式とは、社会(あるいは国民経済)を一つの企業体とみなし、一定時点における社会全体の資本(国富)や、そのフローである一定期間における社会全体の経済活動の成果(国民所得や国内総生産など)を測定する計算システムである。

### エ 県民経済計算の概念と相互関連

#### ① 県内概念と県民概念

県経済を把握する上で県内概念(属地主義)と県民概念(属人主義)とがある。

県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に係わりなく把握するものである。一方、県民概念とは県内居住者の経済活動を、地域に係わりなく把握するものである。なお、ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主

体全般を指す。

県民経済計算では、生産及び支出を県内概念、分配を県民概念でとらえている。

## ② 総（グロス）と純（ネット）

付加価値を評価する場合、建物、機械・設備などの固定資産が生産の過程において減耗していく価格分（固定資本減耗）を含んだ形で評価するものを「総（グロス）生産」といい、控除して評価するものを「純（ネット）生産」という。

## ③ 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格でとらえる方法と要素費用でとらえる方法がある。

「市場価格表示」とは、市場で取引される商品の売買価格（市場価格）による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税マイナス補助金を含んだ価格表示のことである。

一方、「要素費用表示」とは、商品の生産のために必要とされる生産要素（労働、資本など）に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税マイナス補助金を含まない価格表示のことである。

## ④ 諸系列の相互関連

県民経済計算を把握する場合、上記などの概念があり、これらは密接な関係をもっている。これらの関係を平成18年度の推計結果に即して図示したものが11ページの「県民経済計算の相互関連図（平成18年度）」である。

## オ 名目と実質

名目とは、物価変動を含む年々の時価で評価したものである。一方、実質とは、一定の基準年次の物価を評価基準として物価変動の影響を取り除いたもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。各種の物価指数を利用して作成したデフレーター（物価変動を控除して、実質値を求める際に用いる指数）で名目値を除して値を求める。

県民経済計算では、従来、県内総生産（支出側）を固定基準年方式により実質化してきたが、平成16年度推計から県内総生産（生産側）に連鎖方式による実質化を導入した。

## カ 基準改定

「産業連関表」や「国勢調査」等の基幹統計が5年に1回公表され、また、「消費者物価指数」等の物価指数も基準年（評価の基準となる年次）が改訂されることから、これに合わせて県民経済計算も5年ごとに体系基準年の改訂を行う。これを基準改定という。現行基準（平成12年基準）は平成16年度推計の際に改訂した。

## キ 遡及改定

県民経済計算は、一次統計等の多くのデータを用いた加工統計であるため、毎年実施されていない一次統計については、実施されない中間年次は、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時点で遡及して改定することになる。

また、精度向上を目的として、推計方法の見直しも絶えず行っているため、それに伴って過去の数値の改定を行っている。

このように、県民経済計算は、最新年度の推計結果の公表に伴い、過去の年度の数値も遡って改定を行っているため、利用に当たっては注意が必要である。

## (2) 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造のとらえ方

われわれが生活している経済社会の中では、年々様々な種類の財貨やサービスが生産され、消費されている。人々はその保有している労働や資本といった生産要素の用役を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ている。そして、その所得を用いて財貨やサービスを購入・消費し、将来の生産のために蓄積もしている。

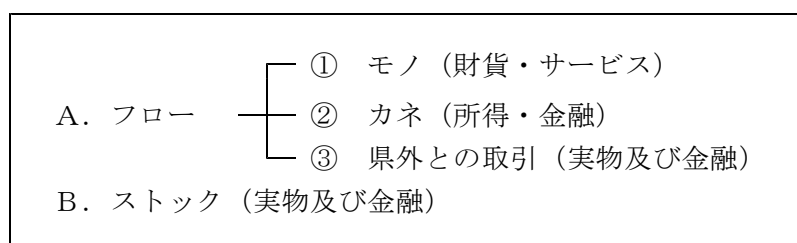
県民経済計算は、このような経済活動の循環と構造を、社会会計方式により事後的に整理したかたちで記録するものである。

### ア 取引の分類

取引の分類については、領域別分類と機能別分類が考えられる。

#### (ア) 取引の領域別分類

県民経済計算においては、フローとストック、モノ（実物）とカネ（金融）といった取引対象の観点から取引を整理区分してとらえるため、取引は次のような領域に分類される。



A. ①は実物フローの取引を示すものであり、基本的には「生産」、「消費」及び「蓄積」といった経済活動の領域のいずれかに分類される。これは、モノ（財貨・サービス）の産出（供給）と処分（需要）をとらえるものであり、産出についてはその投入構成が、処分については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫品増加などのありさまが明らかにされる。

A. ②は経済各部門の所得、金融の収支に関する取引を示すもので、所得支出勘定、資本調達勘定及び資金循環勘定の領域がその対象範囲となる。

A. ③は県外との実物及び金融取引を一括して取り扱う部分である。

B. は、実物・金融の取引の結果として実物資産や金融資産のストックのありさまが明らかにされるもので、県民貸借対照表の領域がその対象範囲となる。

#### (イ) 取引の機能別分類

経済循環は個々の取引によって構成されているが、それらの取引範囲は極めて広く、その中には、種々性格を異にした取引が含まれる。ここで、経済循環の構造を体系化してとらえようとする場合、それぞれの取引の機能を検討し、それぞれのもつ特徴によって分類することが必要となる。

県民経済計算に使われる取引種類の特殊例として、「移転取引」と「帰属取引」とがある。移転取引は、会計学上という一方的取引とほぼ同じ意味をもつが、さらに社会的な立場からみた、より広い内容範囲にわたってとらえられた県民経済計算上の技術的用語である。

帰属取引は、会計学上の用語には見られない例外的なもので、社会会計上の観点からの必要に応じ、現実には行っていない取引を仮想し、受払いの両建てを擬制するものである。

## (ウ) 取引記録の基準

県民経済の循環と構造を取引によって系統的に整理し、受払いのバランスとしてとらえるためには、取引を記録する時点について一定基準により統一的にとらえることが必要となり、発生主義の原則（注4）に準拠して記録される。

（注4）当該取引が実際に発生した時点を採用することであり、生産活動においては、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出、資本形成については、財貨・サービスが購入された時点又は所有権が移転した時点、所得の受払いは、その支払い義務が発生した時点がとられる。

## イ 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う計算体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。県民経済計算においては、国民経済計算に準拠し、実物と金融の2分法に従って、2種類の取引主体に分類している。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。これは、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連することから、経済活動別分類と呼ばれる。

もう一つは、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出、資本調達及び県民貸借対照表の諸勘定に関連するものである。これは所得の受取や処分、資金の調達や運用など、組織体の意思決定に関連するところから、制度部門別分類と呼ばれる。

経済活動別分類は、産業構造分析など生産分析の目的から必要とされ、他方の制度部門別分類は、所得及び金融面の分析など金融分析の目的から必要とされるものである。

## (ア) 経済活動別分類

経済活動別分類は、取引主体を財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格に従って、事業所が分類単位とされ、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の3つに分類される。

### (事業所の概念)

事業所とは、一つの地域に立地しており、そしてそこでただ一つの（非付随的な）生産活動のみを行っているか、あるいはそこでの主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部として定義される。実際には、通常、特定の生産活動が行われている個々の作業の場(workplace)である。例えば、個々の農場、鉱山、採石場、工場、プラント、小売店、商店、建設現場、輸送倉庫、空港、自動車修理工場、銀行、事務所、診療所等を言う。（国連93SNA）

また、経済活動の行われる場所は一定しているのが普通であるが、特定の事業所を持たない場合や個人タクシーなどの場合は、便宜上その住居を事業所とみなす。

なお、工事を施工している場所を事業所とすることを施行地ベースといい、鉱業における採鉱地については採鉱地ベースという。

### (市場生産者と非市場生産者)

事業所は市場生産者と非市場生産者に分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が買おうとする量とに意味のある影響を及ぼす

価格)で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者であって、「産業」を構成する。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格(生産者が供給しようとする量にほとんど、又はまったく影響を与えず、また、需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格)で供給される財貨及び個別的・集会的サービスの生産者で、「対家計民間非営利サービス生産者」と「政府サービス生産者」である。

#### (事業所の産業格付)

・1事業所で2種以上の事業を兼ね営んでいる場合は、調査日前過去1か年の総収入の最も多い事業によって産業を決定する。

・1事業所で一貫作業等を行い、生産過程が結合されて分離しえないような場合には、その事業所にとって最大の比重を占める市場性のある生産物を生産する産業に一括して含める。

なお、本社・工場・営業所・試験場などの産業格付は、基本的に「事業所・企業統計調査」(総務省)における産業格付による。例えば、本社・工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場は「研究機関等」にそれぞれ格付けする。

#### ① 産業

産業とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、又はすべてを販売する生産者(市場生産者)である。産業は、民間企業の事務所のほか、公的企業として産業に分類される政府関係機関がある。政府諸機関については、以下の基準に従って、産業(市場生産者)と一般政府(非市場生産者)に区分する。

・金融業に従事する政府諸機関：当該機関の保有する金融資産がその総資産の90%を超える場合は、逆ざや機関であっても、金融仲介活動に従事しているという業務内容を重視して、公的金融(市場生産者=産業)とする。

・非金融業に従事する政府諸機関：1)民間部門に同種の活動がある、2)価格・料金が供給する量・質に比例する、3)購入が自由意志によって行われる、という3つの基準のうち2つ以上を満たすものについては、経済的に意味のある価格で財・サービスが供給されているものとみなし、公的非金融(市場生産者=産業)とする。

なお、医療機関は、社会保険診療報酬制度により同一のサービス・価格体系の中で競合できる存在であることから、上記の基準に従い、すべて産業(市場生産者)として扱う。

上記以外に、次のものが産業に含まれる。

- a. 主として企業のためにサービスを提供することを目的とする民間非営利団体。
- b. 家計の所有する住宅や政府及び民間非営利団体が職員のため所有する住宅の帰属サービス。
- c. 家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動。

#### ② 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行なわれる性格のものである。

政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）などの行政機関のほか、社会保障基金（注5）や独立行政法人の一部など特定の非営利団体が含まれる。

（注5）社会保障基金とは、社会全体あるいは大部分を対象として社会保障給付を行うことを目的とする組織で、法律により加入が義務づけられていること、掛金の負担が強制的であること、負担と給付がリンクしていない（積立方式で運営されていない）こと、の条件を満たすものである。国の社会保障特別会計（厚生保険、国民年金、労働保険、船員保険）、共済組合（国家及び地方公務員等共済組合等）及び健康保険組合などがそれに該当する。

### ③ 対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体のほか、私立学校のすべてがこれに含まれる。

なお、副次活動として営利活動を営む場合、その副次活動は分離して、産業に含められる。

## （イ）制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度的単位を基準として行なわれる。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

### ① 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業又は準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

### ② 金融機関

主に金融仲介活動又は、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑、促進する活動）に従事しているすべての居住者である法人企業又は準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

### ③ 一般政府

中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）とそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成される。これらには、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

### ④ 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部又は全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営の個人企業も含まれる。これは、家計

の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業又は準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業はその家計自身と不可分のものとみなされることによる。

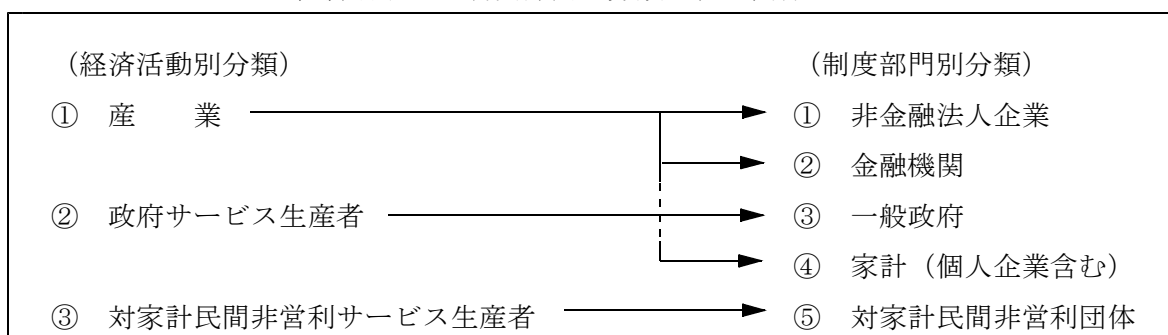
#### ⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。

### ウ 経済活動別分類と制度部門別分類の関係

経済活動別分類と制度部門別分類とは、異なった目的のもとに、異なった観点から区分されている。両者の分類の相互関係を系統的に示せば次のとおりである。

経済活動別と制度部門別分類の相互関係



### エ 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類

取引は、その主体がその県の「居住者」であるか、「非居住者」であるかによって分類される。また、取引の発生場所が「県内」であるか、「県外」であるかによって分類することが重要である。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行なわれるすべての生産をカバーし、それらはすべて居住者たる生産者により行なわれたものとする。したがって、居住者たる生産者の活動を取り扱い、居住者たる生産要素に対する報酬は取り扱わない。換言すれば、県内生産概念が用いられる。

その他の勘定においては、居住者たる経済主体の取引を取り扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない県民概念が用いられる。居住者たる経済主体は、その県の県内生産及び県外の生産への参加の結果として、雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。つまり、その県の生産から生じる所得のうちのある部分は、非居住者たる経済主体に支払われる。このように、生産への寄与により居住者たる経済主体に帰属する所得は、県内生産から発生した所得とは異なる。

経済主体が居住者となる要件は、常時その県の県内に居住しているかどうか为主要な基準となる。

企業は、本社・支店・営業所等に分かれ、それぞれが複数の県にまたがって企業活動を行っている場合があり、この場合、一連の経済活動から発生する付加価値を、特定の県（例えば本社所在県）にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を統計単位的基础としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。